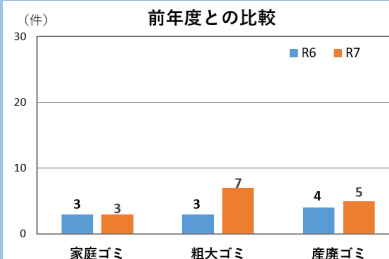
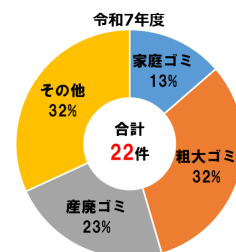


河川にゴミを捨てないで！

令和7年度 関屋出張所管内 ゴミマップ

関屋出張所管内（南区・秋葉区・西区・江南区・中央区・東区）の不法投棄件数



【家庭ゴミ】プラスチックゴミ、容器包装、紙ゴミ等
 【粗大ゴミ】家電、家具等
 【産業ゴミ】タイヤ、自動車、建築廃材等



河川へのゴミの不法投棄は**犯罪**です

法律により厳しく罰せられます。

●河川法第29条、第109条
 施行令第16条の四第一項、第59条
 3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条、第25条
 5年以下の懲役若しくは
 1,000万円以下の罰金又はその両方

このマップの範囲内で不法投棄を見た、捨てられている場所がある等の情報がありましたらご連絡をお願いします。

【連絡先】

国土交通省 信濃川下流河川事務所
 関屋出張所
 TEL : 025-267-6857 FAX : 025-267-9458



@mlit_shinaga